

日中活動・就労活動に向けた福祉サービス

福祉サービスは、住まいの場へのサービスだけでなく、日中活動・就労の場へのサービスもあります。自分に合ったサービスを見つけましょう!お気軽にご相談ください。

介護給付

① 居 宅 介 護

② 児 童 デ イ サ ー ビ ス

③ 短 期 入 所
(ショートステイ)

④ 生 活 介 護

障がい者等に対して、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

自宅で障がい者等を介護する家族が病気などの時に、障がい者に対して夜間も含め短期間施設で入浴排せつ、食事の介護等を行います。

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

訓練給付

① 自 立 訓 練
(機能訓練・生活訓練)

② 就 労 移 行 支 援

③ 就 労 継 続 支 援
(A型=雇用型、B型=非雇用型)

障がい者に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

一般企業等での就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

主な地域生活支援事業(サービス系)

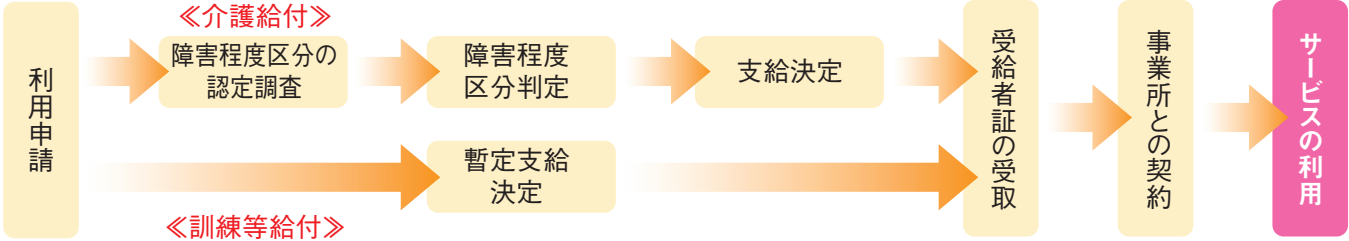
① 移動支援サービス

② 日中一時支援サービス

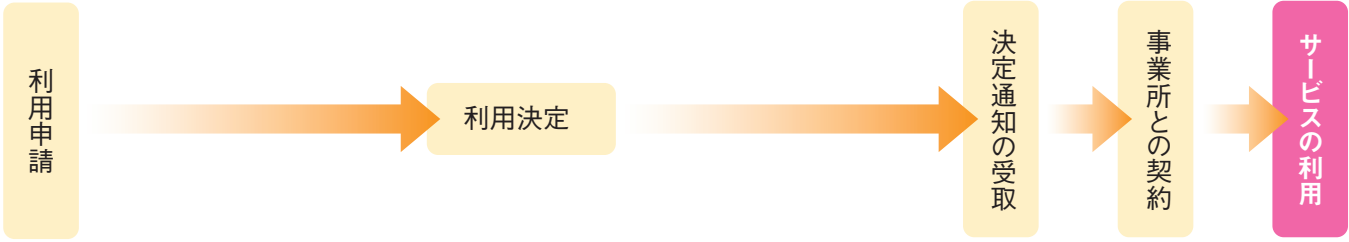
社会生活上(月10時間以内)、余暇活動(月20時間以内)、通所・通学(月46回)のための外出の際の移動支援を行います。

家族の就労・休息を支援するため、障がい者等を一時的に預かり、その者に日中活動の場を提供し、訓練等や介護を行います。

【障害福祉サービス利用の流れ】



【移動支援・日中一時支援サービス利用の流れ】



障がいのある方が地域で安心して暮らせる
社会の実現をめざします。

問い合わせ先 福祉課 ☎876-1234 (内線3561～3565)

12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は、国民に障がい者への福祉についての関心と理解を深めることと、障がい者の社会参加意欲を高める目的で、障害者基本法で定められたものです。今回は障害者週間にちなんで、障害者手帳をはじめ障がいを持ったときに利用できる様々な福祉制度をご紹介します。

障害者手帳ってどんなもの？

～障害者手帳には次の3種類があります。～

身体障害者手帳…主に目・耳・手足などの身体障がい(1級～7級)

療育手帳…主に知的障がい(A1・A2・B1・B2)

精神障害者保健福祉手帳…主に精神障がい(1級～3級)

福祉制度について

●それぞれ、障がいの種類や程度、手帳の等級によって受けられる福祉制度が違います。



主な障がい福祉制度(※詳細については各窓口へお問い合わせください。)

	名 称	制度の内容	窓 口
生活に関する こと	補装具・日常生活用具の給付	車いすやシャワーチェアなど、生活に必要な装具や用具を給付します。 (一部介護保険制度優先)	福祉課
	住宅改造費の助成	住宅の玄関やトイレの段差解消などの費用を助成します。(限度額50万円、自己負担あり)	福祉課
	リフト付きバスの利用	常に車いすで移動するため一般のバスやタクシーでの通院などが難しい方をリフト付き車両で送迎します。(登録が必要です)	福祉課
	紙おむつの支給	障がいの種類や程度によって月額5,000円～12,000円分の紙おむつを支給します。	福祉課
医療に関する こと	重度障がい者への医療費助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1、A2)の方の保険適用の医療費を助成します。 また、18歳未満のお子様のいる世帯で、父又は母が重度障がい者の場合も該当します。	福祉課 児童家庭課
	自立支援医療(更生)	心臓の手術や人工透析などの医療費の一部を公費で負担します。(18歳以上)	福祉課
	自立支援医療(精神通院)	精神科病院に長期間通院が必要な方へ医療費を公費で負担します。	福祉課
	自立支援医療(育成)	特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。(18歳未満)	保健所
年金や手当に関する こと	障害年金	20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます。(納付期間要件あり。お問合せください。)	市民課 年金機構
	特別障害者手当	在宅で常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がいの方に月額26,440円の手当を支給します。	福祉課
	障害児福祉手当	20歳未満の重度障がい児に月額14,380円の手当を支給します。	福祉課
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に、月額50,750円(1級)又は33,800円(2級)の手当を支給します。	児童家庭課
	在宅介護手当	6か月以上寝たきりの障がい者(20歳以上)を在宅で介護している方へ月額5,000円の手当を支給します。	福祉課
	見舞金	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級いずれかをお持ちの方へ毎年12月に5,000円を支給します。	福祉課
税金控除や交通割引	所得税・住民税の控除 市県民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって26万円～40万円の控除が受けられます。 (控除額は変わることがあります。)また、所得が125万円以下の方は市県民税が非課税となります。	税務署 市民税課
	自動車税・自動車取得税の減免	障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車について、自動車税、自動車取得税が減免になります。 (福祉課で生計同一証明書を発行します。)	市民税課 自動車税事務所
	交通機関の割引	バス、タクシー、モノレール、航空券などの運賃が1割～5割引で利用できます。 (各交通機関にお問合せください)	各交通機関

※上記以外にも公共施設や観光施設などで割引ができる場合がありますので、各施設へお問合せください。